

中小企業の為の経営のヒント 菅原会計通信

2023年3月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

相続土地国庫帰属制度が施行されます

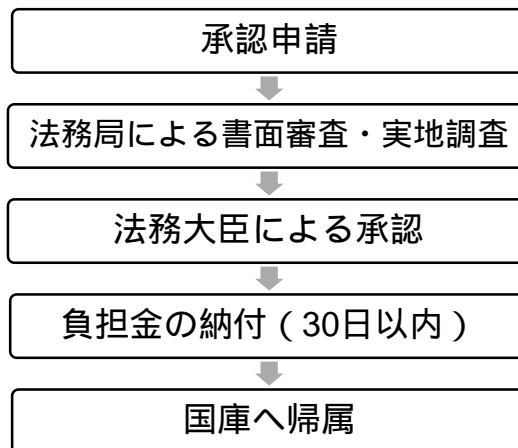
空き家や、所有者不明の土地が増えている要因は、相続にあります。住まいや、生活拠点が遠いなど、売却・活用がしにくい土地は、相続後も放置されがちです。そこで、相続や遺贈で土地を取得した人は、その土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度「相続土地国庫帰属制度」が、令和5年4月27日より施行されます。

この制度のメリットは、相続で取得して管理や処分に困っている土地を、国に引き取ってもらえることです。土地の所有権が国庫に帰属されれば、相続した土地の管理から解放されて、固定資産税の負担もなくなります。維持費がかかり、処分がしづらい山林も制度対象です。

ただ、相続土地国庫帰属を申請するには、基本的に、建物や工作物がある土地は認められず、土壌汚染や埋設物がある土地も対象外です。境界が明らかで、担保権の設定も無いなどの条件もあります。

希望者は法務局に申請し、手続きをします。手続きの流れは、下記の通りです。申請時には審査手数料、承認されると10年分の土地管理費相当額である負担金納付も必要ですが、相続した土地で悩んでいる人には、注目したい制度です。

ご不明な点などがあれば、当事務所までお問い合わせください。



(伊藤 記)